

平成24年3月
警 察 庁

「国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則案（仮称）」に対する意見の募集結果について
警察庁において、平成25年1月18日から同年2月16日までの間、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則案（仮称。以下「施行規則案」という。）に対する意見の募集を行ったところ、3件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則（平成25年国家公安委員会規則第3号）

2 命令等の案を公示した日

平成25年1月18日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載していません（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 3件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム 1件

電子メール 2件

F A X 0件

郵 送 0件

別紙

「国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則案（仮称）」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

この施行規則案の別記様式第1号について、

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第4条第3項において、「医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他の必要な協力を求めることができる」と規定されていることから、別記様式第1号「3 調査」欄の「立会医師等」については、歯科医師を明記し、「立会医師及び立会歯科医師」に改めるべきである。

法第8条第1項との整合性を図るため、別記様式第1号「8 身元を明らかにするための措置」欄の「医師」については、「医師あるいは歯科医師」に改めるべきである。

といった御意見がありました。

「3 調査」欄の「立会医師等」には、法第4条第3項の規定により協力を求めた歯科医師も含まれます。

「8 身元を明らかにするための措置」欄の「医師」については、法第8条第1項の規定により歯科医師に身元を明らかにするための措置の実施をお願いする場合も想定されることから、御指摘を踏まえて、「医師等」に修正することといたします。

また、

「死亡時画像診断の有無及び、同診断を実施した場合の主要所見」欄を設けるべきである。

といった御意見がありました。

死亡時画像診断を含め、法第5条第1項に基づき実施した検査の結果については、「4 検査」欄に記載することとしております。